

公共工事・設計業務等の格付における評価項目の追加について (京都市消防団協力事業所表示制度)

京都市では、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、事業所による消防団活動への協力を促進し、消防団員の更なる確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を平成 26 年 10 月から開始しました。

災害に強いまちづくりの実現に向けて、本制度の推進を一層図る観点から、消防団協力事業所に認定されている事業者に対し、平成 28 年 6 月から公共工事、測量、土木設計、建築設計の競争入札有資格者の格付において、加点する予定としておりますのでお知らせします。

【認定の要件】

消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の要件のいずれかに適合することが必要です。

- (1) 2 名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- (2) 消防団に資機材等を提供するなどの協力をしている事業所等
- (3) 事業所等の資機材等を活用する機能別消防分団に従業員が入団している事業所等
- (4) その他特に消防団活動に協力していると認める事業所等

※1 平成 28 年 2 月の格付申請書類提出の時点で消防団協力事業所に認定されている事業者を対象とします。

2 格付の点数、格付申請に際しての必要書類については、別途お知らせします。

3 消防団協力事業所の認定に必要な要件、手続などの詳細については、京都市情報館の消防局のホームページを御覧ください(京都市情報館のサイト内検索で「消防団協力事業所」と入力し検索していただきますとアクセスできます。)

また、「京都市消防団協力事業所表示制度」に関するお問い合わせは、京都市消防局総務部庶務課(電話番号 2 1 2—6 6 3 3)にお願いします。